様式第7号注4の表中「

第２条第１項第57号に掲げる無線設備	ＯＶ

」を「

第２条第１項
第２条第１項

」に改める。

第57号に掲げる無線設備	ＯＶ
第57号の２に掲げる無線設備	ＵＵ

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２６１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2839番地30
債務者　深瀬美由紀
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２７８号
群馬県館林市本町１丁目１番12号、住民票上の住所群馬県邑楽郡明和町中谷113番地６
債務者　小嶋　敏彰
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第５８２号
静岡県伊東市岡1326―６　クライン・ガルデン・イハラＡ棟101号室、住民票上の住所静岡県伊東市岡378番地の１　サニークレスト弐番館505号
債務者　田邊　尚子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第８３４号
愛知県安城市三河安城本町１丁目29番地12　エルグランデ三河安城305
債務者　安藤　嘉浩
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８４０号
愛知県知立市昭和９丁目４番地　知立団地５棟102号
債務者　社方　正記
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第７６号
滋賀県長浜市東上坂町1205番地１、住民票上の住所滋賀県伊香郡木之本町大字廣瀬338番地１
債務者　信夫　　聡
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第８４号
滋賀県長浜市小堀町212番地11
債務者　小畑　和明
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第８７号
滋賀県米原市朝日678番地、前住所滋賀県東近江市八日市東本町９番13号
債務者　下田　友子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
　　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
京都市北区鷹峯黒門町７番地
債務者　西村　知子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３７号
京都市上京区上長者町通新町西入土御門町326番地
債務者　畑　　安治
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６３８号
京都市上京区上長者町通新町西入土御門町326番地
債務者　畑　真知子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４５号
京都府八幡市橋本小金川13番地の13
債務者　髙岡　武正
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１６４６号
京都府八幡市橋本小金川13番地の13
債務者　髙岡スサナこと髙岡スザンこと　ＳＵＳＡＮＡ　ＰＥＮＡ　ＴＡＫＡＯＫＡ（旧姓金井）
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９０７号
京都市山科区大宅桟敷３番地　アネックス澤野井201
債務者　下原　靖雄
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２００７号
京都市右京区嵯峨広沢西裏町34番地の７　グリンビラ広沢Ｂ―202号
債務者　瀧花　昌之
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
　　京都地方裁判所第５民事部破産係